

### 3 ジェネリック医薬品利用促進差額通知事業について

#### 1 実施事業・目的

医療費の適正化に向け、被保険者にジェネリック医薬品が低価格であることを知ってもらい、より一層の利用促進を図るため、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額をお知らせする、「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を送付した。

#### 2 送付の実施について

##### (1) 送付日

平成 23 年 7 月 20 日（水）

##### (2) 送付数

59,627 通

##### (3) 対象者抽出条件

- ①当該診療月に先発医薬品を処方された者
- ②処方された先発医薬品に対応するジェネリック医薬品があること
- ③ジェネリック医薬品に切替えた場合、差額合計が 100 円以上生じる者  
ただし、抗がん剤及び抗がん剤に付随するアレルギー抑制剤等は除く。

#### 3 通知内容について

- ①薬局名
- ②医薬品名（現在処方されている先発医薬品）
- ③負担額（現在処方されている薬に対する自己負担額）
- ④ジェネリック医薬品に切替えることで削減できる金額  
（最も薬価が高いジェネリック医薬品に切替えた場合の先発医薬品との差額金額）

#### 4 問い合わせ等について

##### (1) 件数：217 件（うち苦情：25 件）

- ①コールセンター分：107 件（うち苦情：12 件）
- ②広域連合分：69 件（うち苦情：8 件）
- ③市町村分：41 件（うち苦情：5 件）

##### (2) 主な内容

- ①ジェネリック医薬品に切り替えるにはどうすればいいのか？
- ②このお知らせは何か？
- ③ジェネリック医薬品お願いカードはどうすればもらえるのか？
- ④医師や薬剤師がジェネリック医薬品に切り替えてくれないがどうすればいいのか？
- ⑤行政から医療機関に対し、積極的にジェネリック医薬品を使用するよう働きかけてほしい

#### 5 今後の予定

2 回目の送付予定日：平成 24 年 3 月 21 日（水）（「医療費のお知らせ」と同日送付）

参考

## 後発医薬品の更なる使用促進等 ～後発医薬品のシェアを30%に～

- 現在、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のシェア（数量ベース）を30%とする目標を掲げているが、更なる使用促進を図る。医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す。

### <現状>

- 先発品と比べて低価格の後発医薬品は患者負担の軽減や医療保険財政の改善のために重要。現在、数量シェアを30%に引き上げることを目標。
- 後発医薬品のシェアは近年、上昇しているが、更なる使用促進を図る必要。また、併せて医薬品の患者負担の見直しを行う。



(参考)日本の後発医薬品の数量シェアの推移

	H17年9月	H19年9月	H21年9月	22年12月※
後発医薬品割合	16.8	18.7	20.2	22.8

厚生労働省調べ(薬価調査に基づく)。  
但し、22年12月のみ、レセプト電算処理システムで処理された薬局における調剤レセプトのデータをもとに分析したもので、調査方法が異なるので、単純に比較はできない。

(参考)諸外国の後発医薬品の数量シェア

	アメリカ	イギリス	ドイツ
後発医薬品の数量シェア(%)	69	61	64

(出典)IMS Health, MIDAS, Market Segmentation, RX only, メーカー出荷ベース、MAT Dec 2008  
諸外国の数値については、出典及び定義に差異があるため、単純に比較はできない。

### <改革の具体策>

- 診療報酬の見直し等により後発医薬品の使用促進を図っており、こうした取組を更に進める。
- 都道府県に協議会を設置し、国民や医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるような環境整備を図る。また、モデル保険者による差額通知サービスの実施により、保険者における使用促進の取組みを推進。
- 医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す。